

令和7年第2回

各務原市議会定例会議案

令和7年6月5日

目 次

専第 1 号	専決処分の承認について（各務原市税条例の一部を改正する条例）	1 頁
議第 6 3 号	令和 7 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 6 4 号	令和 7 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 6 5 号	令和 7 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 6 6 号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	5 頁
議第 6 7 号	各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第 6 8 号	財産の取得について（学校給食センターシステム食器・トレー洗浄機）	1 2 頁
議第 6 9 号	市道路線の認定について（市道鶉 1 4 3 3 号線）	1 3 頁

専第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第6号

各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第24号

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第26条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第49条の3第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第68条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第75条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第68条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第76条第3項中「又は身体障害者等」を「若しくは身体障害者等」に改め、「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第5号中「運転免許証」の次に「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）」を加え、「交付年月日及び」を「運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第114条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第115条の14第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第9条の2中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則第9条の3第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第9条の4中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の附則第9条の4第13項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 改正後の第68条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第66号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第7条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第18条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第26条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第27条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第27条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第76条第3項中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加え、「身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者及び」を「身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者若しくは」に改める。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条の2の2 令和8年4月1日以後に第78条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第78条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第79条の2の規定

により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第80条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第78条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第79条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第79条の2の規定により製造たばこと

みなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第76条第3項の改正規定 公布の日
- (2) 第18条、第26条第1項ただし書、第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (3) 附則第15条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (4) 第6条及び第7条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の各務原市税条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第18条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第27条の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「2号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第26条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受

けるべきこの条例による改正前の各務原市税条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第27条の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第15条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第78条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第80条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第15条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 新条例第80条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第15条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.

5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第15条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第67号

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月5日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

放課後児童支援員の資格要件を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「修了したもの」の次に「（次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から2年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議第68号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 取得する物件 学校給食センターシステム食器・トレイ洗浄機
- 2 取得の方法 一般競争入札
- 3 取得の価格 50,270,000円
- 4 取得の相手方 岐阜市中鶉2丁目105番地
岐阜アイホー調理機株式会社
代表取締役 深和正佳

議第69号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和7年6月5日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起	点	重要な経過地
	終	点	
市道 鵜1433号線	各務原市鵜沼朝日町5丁目177番5	地先から	
	各務原市鵜沼朝日町5丁目177番8	地先まで	



